

7. 環境の保全のための措置

7.1 大気質

7.1.1 工事の実施

- ・ 排出ガス対策型建設機械を採用するとともに、停車中のアイドリング・ストップの徹底を図ること等により、大気質への影響の低減に努める。
- ・ 工事中、粉じんの周辺地域への飛散防止のため、散水車等により適宜散水を行い、必要に応じて防じんネットを設置し、粉じん等の飛散量の低減に努める。
- ・ 工事関係車両は、計画的に運行管理し、停車中のアイドリング・ストップの徹底を図ること等により、大気質への影響の低減に努める。
- ・ 工事区域の出入口部にタイヤ洗浄設備を設置し、搬出車両のタイヤの洗浄を十分に行い、土砂を場外に持ち出さないように配慮する。

7.1.2 施設等の供用

- ・ 区画内道路を適切に配置することにより、周辺地域への排気ガスの影響を軽減するよう努める。

7.2 水質

7.2.1 工事の実施

- ・ 造成工事に際しては、事業計画地内に仮設沈砂池等の濁水処理を行い、周辺地域への土砂および濁水の流出を防止する。
- ・ 事業計画地の外周部（区域界）では、必要に応じて土嚢や板柵工を設置し、周辺地域への土砂流出防止を図る。
- ・ 工事関係者のし尿等については仮設トイレを設置し、くみ取りにより処理し水路などへの放流は行わない。

7.3 騒音

7.3.1 工事の実施

- ・ 低騒音型建設機械を採用する。また、工事関係車両は不要なアイドリング等を行わないよう周知・徹底する。
- ・ 工事関係車両は走行速度の抑制や、不要なクラクション、アイドリング等を行わないよう周知・徹底する。
- ・ 工事関係車両については、周辺地域への騒音への影響を軽減するように、通行経路、走行時間帯を計画し、必要に応じて誘導員等を配置し安全対策を実施する。

7.3.2 施設等の供用

- ・ 区画内の道路に低騒音型舗装の採用について検討し、車両通行に伴う騒音の影響軽減への配慮に努める。
- ・ 区画内道路を適切に配置することにより、車両通行による周辺地域への騒音への影響を軽減するよう努める。

7.4 振動

7.4.1 工事の実施

- ・ 低振動型建設機械を採用する。
- ・ 工事関係車両は走行速度の抑制やアイドリング等を行わないよう周知・徹底する。
- ・ 工事関係車両については、周辺地域への振動への影響を軽減するように、通行経路、走行時間帯を計画し、必要に応じて誘導員等を配置し安全対策を実施する。

7.4.2 施設等の供用

- ・ 区画内道路を適切に配置することにより、車両通行による周辺地域への振動への影響を軽減するよう努める。

7.5 地盤沈下

7.5.1 工事の実施

- ・ 造成工事に際しては、地盤改良の要否を検証し、必要な対策を実施する。
- ・ 事業計画地の周辺の地盤や家屋に影響がない対策を実施する。

7.6 廃棄物及び発生土

7.6.1 工事の実施

- ・ 建設資材等の搬入は、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図る。
- ・ 工事現場内の廃棄物保管場所を設置して、飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮することで、再利用・再生利用に努める。
- ・ 特定建設資材廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努める。
- ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を受けた産業廃棄物収運搬業者及び産業廃棄物処分業者に委託し、産業廃棄物管理票を交付して運搬・処分先を明確にし、適正に処理する。
- ・ 産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど、適切な対策を講じる。
- ・ 現場事務所から発生する廃棄物についても減量化に努めるよう、工事業者に対する指導を行う。
- ・ 建設発生土の一時的な仮置きする際には、シートで被う等、周辺への飛散防止対策を講じる。

7.7 交通

7.7.1 工事の実施

- ・ 工事関係車両が公道を走行する際は、過積載の防止、積載の安定化、制限速度の遵守等の安全運転を指導徹底する。
- ・ 建設工事が一時期に集中しないよう、工事工程や搬出入の時間帯を調整するよう努める。
- ・ 工事関係車両については、搬出入量に応じた適正な車種・規格を選定し、効率的な運行を行うことにより、車両数を削減するよう努める。また、工事量及び資機材運搬量の平準化により、車両数を平準化し、ピーク時の車両数を削減するよう努める。
- ・ 工事関係車両の出入口等においては、工事作業時間帯には必ず誘導員等を配置して、通行車両や歩行者の安全に注意を払うとともに、速やかに工事関係車両の誘導を行うことで周辺道路の渋滞を悪化させないよう努める。
- ・ 工事関係の従業者の通勤については、公共交通機関の利用を推進し、通勤のための自動車の走行台数の抑制に努める。
- ・ 工事関係車両の走行路線は、可能な限り幹線道路を使用し、生活道路の通行を最小限とする。
- ・ 工事区域周辺の細街路における工事関係車両の走行ルートを選定や走行時間帯の設定にあたっては、通学路や周辺施設の利用者の移動経路等に十分配慮して行う。
- ・ 立入禁止区域、迂回路等に関して地域住民の理解を深めるため、案内看板や標識類の設置を充実させる。
- ・ 工事関係車両の出入口を事業計画地南側等に追加で設置し、事業計画地西側及び北側の工事車両の分散を図る。
- ・ 工事関係車両が村野駅北側等の歩道未整備区間を走行する際は、徐行する等の配慮に努める。
- ・ 工事関係車両の待ち渋滞等が発生しないよう、事業計画地内に十分な駐車スペースを設け、周辺道路の渋滞を悪化させないよう努める。
- ・ 工事に関する情報看板を設置し、周辺住民及び道路利用者に工事工程及び作業内容等の情報を提供する。
- ・ 交差点需要率がピークとなる 8 時において、北側（F1 地点 国道一号）を通行する工事関係車両台数を 90%以下（36 台/時以下）となるよう調整する。
- ・ 工事時間帯における現況の交差点需要率は、朝 8 時が最も高いため、工事関係車両台数を同時時間帯から他の時間帯へ可能な限り分散するよう努める。

7.7.2 施設等の供用

- ・ 商業施設の事業者に対し、従業員の公共交通機関の利用等により、車両台数の抑制を図るよう周知する。
- ・ 施設利用車両が、適宜、アイドリング・ストップを励行、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進に努めるよう商業施設の事業者、事業計画地内の利用者へ周知する。
- ・ 歩行者の安全確保のため、カーブミラーや車止め等の交通安全対策を図るよう枚方市交通対策部局と協議のうえ実施を検討する。
- ・ 商業施設の事業者に対し、渋滞の原因、予測される渋滞箇所、時間等の渋滞情報を提供することで、交通分散及び交通渋滞の抑制を促す。
- ・ 商業施設の事業者、事業計画地内の利用者、地権者及び居住者に対する道路交通に起因する障害防止対策を枚方市交通対策部局と協議・検討し、通過車両の速度抑制や交通の円滑化を図る。
- ・ 渋滞の原因、予測される渋滞箇所、時間等の渋滞情報を枚方市交通対策部局へ情報提供することで、交通分散及び交通渋滞の抑制を促し、交通課題の解消に努める。

7.8 コミュニティ

7.8.1 工事の実施

- ・ 工事関係車両が公道を走行する際は、過積載の防止、積載の安定化、制限速度の遵守等の安全運転を指導徹底する。
- ・ 建設工事が一時期に集中しないよう、工事工程や搬出入の時間帯を調整するよう努める。
- ・ 工事関係車両については、搬出入量に応じた適正な車種・規格を選定し、効率的な運行を行うことにより、車両数を削減するよう努める。また、工事量及び資機材運搬量の平準化により、車両数を平準化し、ピーク時の車両数を削減するよう努める。
- ・ 工事関係車両の出入口等においては、工事作業時間帯には必ず誘導員等を配置して、通行車両や歩行者の安全に注意を払うとともに、速やかに工事関係車両の誘導を行うことで周辺道路の渋滞を悪化させないよう努める。
- ・ 工事関係の従業者の通勤については、公共交通機関の利用を推進し、通勤のための自動車の走行台数の抑制に努める。
- ・ 工事関係車両の走行路線は、可能な限り幹線道路を使用し、生活道路の通行を最小限とする。
- ・ 工事区域周辺の細街路における工事関係車両の走行ルートを選定や走行時間帯の設定にあたっては、通学路や周辺施設の利用者の移動経路等に十分配慮して行う。
- ・ 立入禁止区域、迂回路等に関して地域住民の理解を深めるため、案内看板や標識類の設置を充実させる。
- ・ 工事関係車両の出入口を事業計画地南側等に追加で設置し、事業計画地西側及び北側の工事車両の分散を図る。
- ・ 工事関係車両が村野駅北側等の歩道未整備区間を走行する際は、徐行する等の配慮に努める。

- ・ 工事関係車両の待ち渋滞等が発生しないよう、事業計画地内に十分な駐車スペースを設け、周辺道路の渋滞を悪化させないよう努める。
- ・ 工事に関する情報看板を設置し、周辺住民及び道路利用者に工事工程及び作業内容等の情報を提供する。

7.8.2 施設等の存在

- ・ 新規入居世帯の児童数の増加予測について、教育委員会に情報提供する。

7.8.3 施設等の供用

- ・ 商業施設の事業者に対し、公共交通機関の利用等により、車両台数の抑制を図るよう周知する。
- ・ 商業施設の事業者、事業計画地内の利用者、地権者に対する道路交通に起因する障害防止対策を枚方市交通対策部局と協議・検討し、通過車両の速度抑制や交通の円滑化を図る。
- ・ 施設利用車両が、適宜、アイドリング・ストップを励行、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進に努めるよう商業施設の事業者、事業計画地内の利用者へ周知する。
- ・ 歩行者の安全確保のため、カーブミラーや車止め等の交通安全対策を図るよう枚方市交通対策部局と協議のうえ実施を検討する。
- ・ 交通分散及び交通渋滞の抑制に資するよう、商業施設の事業者へ渋滞情報を提供する。
- ・ 供用後の渋滞情報について、枚方市と事前調整の上、道路部局へ情報を提供する。

7.9 景観

7.9.1 工事の実施

- ・ 施工時の仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保したうえで、景観面（色彩、デザイン、素材等）にも配慮するものとし、周辺地域の景観との調和に留意する。

7.9.2 施設等の存在

- ・ 周辺景観との調和に配慮した建築物等の外観、外壁、色彩となるよう、商業施設の事業者や地権者への周知に努める。
- ・ 屋外に設置する駐車場、駐輪場及びゴミ置き場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物や塀と一体化する等により、見苦しくならないよう商業施設の事業者や地権者への周知に努める。
- ・ 屋外に設置するダクト類、屋外階段、屋上設備等を設置する場合、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するよう商業施設の事業者への周知に努める。
- ・ 敷地内には、緑を適切に配置するよう、商業施設の事業者への周知に努める。
- ・ 街路灯、ガードレール等の施設のデザイン、形状及び色彩については、枚方市道路管理部局と協議・検討し、周辺景観との調和に配慮したものとなるよう検討する。

7.10 文化財

7.10.1 工事の実施

- ・ 工事中に新たな埋蔵文化財を発見した場合には、枚方市文化財部局に直ちに届出を行い、「文化財保護法」に基づき調査（発掘調査、立会調査等）の必要な措置を講じる。

7.11 動物

7.11.1 工事の実施

- ・ 現況の田畑、草地を裸地にすることや工事濁水等による動植物の生息に及ぼす影響を可能な限り低減するよう努める。
- ・ 重要な種が確認された場合、適地への移動、移植、造成地での保全等を枚方市環境部局と協議・検討し、生息環境の確保に努める。

7.11.2 施設等の存在

- ・ 農地保全街区の整備により、生息環境の創出に努める。
- ・ 公園、緑地等において中低木や食餌木の植栽等を枚方市環境部局と協議・検討し、動物が生息できる環境を創出するよう努める。

7.12 植物

7.12.1 工事の実施

- ・ 現況の田畑、草地を裸地にすることや工事濁水等による植物の生育に及ぼす影響を可能な限り低減するよう努める。
- ・ 重要な種が確認された場合、適地への移動、移植、造成地での保全等を枚方市環境部局と協議・検討し、生育環境の確保に努める。

7.12.2 施設等の存在

- ・ 農地保全街区の整備により、生育環境の創出に努める。
- ・ 公園、緑地等において中低木や食餌木の植栽等を枚方市環境部局と協議・検討し、植物が生育できる環境を創出するとともに緑被面積を確保するよう努める。

7.13 生態系

7.13.1 工事の実施

- ・ 現況の田畑、草地を裸地にすることや工事濁水等による動植物の生育・生息に及ぼす影響を可能な限り低減するよう努める。
- ・ 重要な種が確認された場合、適地への移動、移植、造成地での保全等を枚方市環境部局と協議・検討し、生息・生育環境の確保に努める。

7.13.2 施設等の存在

- ・ 農地保全街区の整備により、生息・生育環境の創出に努める。
- ・ 公園、緑地等において中低木や食餌木の植栽等を検討し、動物等が生息・生育できる環境を創出するよう努める。

7.14 人と自然とのふれあい活動の場

7.14.1 工事の実施

- ・ 造成工事の実施の際は、工事の内容、工事期間等について、人と自然とのふれあい活動の場を利用される方へ可能な限り早期に周知するよう努める。
- ・ 工事関係車両が公道を走行する際は、規制速度を遵守するとともに、過積載の防止、積載の安定化、制限速度の遵守等の安全運転を指導徹底する。
- ・ 建設工事が一時期に集中しないよう、工事工程や搬出入の時間帯を調整するよう努める。
- ・ 工事関係車両については、搬出入量に応じた適正な車種・規格を選定し、効率的な運行を行うことにより、車両数を削減するよう努める。また、工事量及び資機材運搬量の平準化により、車両数を平準化し、ピーク時の車両数を削減するよう努める。
- ・ 工事関係車両の出入口等においては、工事作業時間帯には必ず誘導員等を配置して、通行車両や歩行者の安全に注意を払うとともに、速やかに工事関係車両の誘導を行うことで周辺道路の渋滞を悪化させないよう努める。
- ・ 工事関係の従業者の通勤については、公共交通機関の利用を推進し、通勤のための自動車の走行台数の抑制に努める。
- ・ 工事関係車両の走行路線は、可能な限り幹線道路を使用し、生活道路の通行を最小限とする。
- ・ 工事区域周辺の細街路における工事関係車両の走行ルートを選定や走行時間帯の設定にあたっては、公園の利用者の移動経路等に十分配慮して行う。
- ・ 立入禁止区域、迂回路等に関して地域住民の理解を深めるため、案内看板や標識類の設置を充実させる。
- ・ 工事関係車両の出入口を事業計画地南側等に追加で設置し、事業計画地西側及び北側の工事車両の分散を図る。
- ・ 工事関係車両が村野駅北側等の歩道未整備区間を走行する際は、徐行する等の配慮に努める。
- ・ 工事関係車両の待ち渋滞等が発生しないよう、事業計画地内に十分な駐車スペースを設け、周辺道路の渋滞を悪化させないよう努める。
- ・ 工事に関する情報看板を設置し、周辺住民及び道路利用者に工事工程及び作業内容等の情報を提供する。

7.14.2 施設等の存在

- ・ 事業計画地内の南東側に整備される公園との連続性や周辺からの眺望に配慮し、事業計画地内の緑の創出に努める。

7.14.3 施設等の供用

- ・ 商業施設の事業者に対し、公共交通機関の利用等により、車両台数の抑制を図るよう周知する。
- ・ 商業施設の事業者、事業計画地内の利用者、地権者に対する道路交通に起因する障害防止対策を枚方市交通対策部局と協議・検討し、通過車両の速度抑制や交通の円滑化を図る。
- ・ 施設利用車両が、適宜、アイドリング・ストップを励行、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進に努めるよう商業施設の事業者、事業計画地内の利用者へ周知する。
- ・ 歩行者の安全確保のため、カーブミラーや車止め等の交通安全対策を図るよう枚方市交通対策部局と協議のうえ実施を検討する。
- ・ 交通分散及び交通渋滞の抑制に資するよう、商業施設の事業者へ渋滞情報を提供する。
- ・ 供用後の渋滞情報について、枚方市と事前調整の上、道路部局へ情報を提供する。

7.15 地球環境

7.15.1 工事の実施

- ・ 排出ガス対策型の建設機械の採用に努め、温室効果ガス排出の低減を図る。
- ・ 重機の運転者へは、不要なアイドリングや空吹き、急加速等の高負荷運転をしないよう、指導・教育を徹底する。
- ・ 重機の点検・整備を十分に行う。
- ・ 工事の段階的な施工に努め、重機が集中しないように配慮する。
- ・ 第2次枚方市地球温暖化対策実行計画の基本方針(省エネルギー・省CO₂活動の普及拡大)に従い、現場で使用する原材料について、環境負荷の小さい低炭素材であるグリーン調達品目の利用、照明のLED化等の導入に努め、温室効果ガス排出削減に取り組む。
- ・ 工事関係車両は低排出ガス認定自動車の採用に努め、温室効果ガス排出の低減を図る。
- ・ 工事関係車両の運転者へは、不要なアイドリングや空吹き、急加速等の高負荷運転をしないよう、指導・教育を徹底する。
- ・ 工事関係車両の点検・整備を十分に行う。
- ・ 工事の段階的な施工に努め、工事関係車両が集中しないように配慮する。
- ・ 第2次枚方市地球温暖化対策実行計画の基本方針(脱炭素化につながる環境整備の推進)に従い、温室効果ガス等の排出量を削減するため、省燃費運転を推進するとともに、建設機械以外の工事関係車両については電気自動車の導入に努める。
- ・ 第2次枚方市地球温暖化対策実行計画の基本方針(省エネルギー・省CO₂活動の普及拡大)に従い、工事用車両は、走行速度を抑制すること、停車中のアイドリングストップの徹底を図ること等により、温室効果ガス排出削減に取り組む。

7.15.2 施設等の供用

- ・ 地権者、事業計画地内の利用者に対し、駐車時のアイドリング、急発進・急加速・空吹かしをしない、エコドライブへの取組み等の排出ガス低減への協力の周知に努める。
- ・ 第2次枚方市地球温暖化対策実行計画の基本方針（再生可能エネルギーの普及拡大）に従い、再エネ電気の導入を推奨し、事務所等における電気由来の二酸化炭素排出量の削減に努める。
- ・ 第2次枚方市地球温暖化対策実行計画の基本方針（再生可能エネルギーの普及拡大）に従い、太陽光パネルの設置を推奨し、温室効果ガス排出削減に取り組む。
- ・ 地区計画上で緑化率の最低限度を設けることで、脱炭素化やヒートアイランド現象の低減につながる環境整備の推進に努め、枚方市地球温暖化対策協議会や市が実施する地球温暖化対策に協力する。

7.16 水象

7.16.1 施設等の存在

- ・ 水田、耕作地等が市街化されることにより雨水流出量が増加することから、雨水流出抑制対策として、調整池を事業計画地流末に整備する。
- ・ 調整池からの放流先の犬田川は、枚方市公共下水道計画において、断面（幅 2.25m×高さ 2.0m）で改修済みであり、調整池から犬田川への放流量は、「公共・公益施設における雨水流出抑制施設設置参考資料、枚方市」での公共下水道計画での許容放流量（0.089m³/s/ha、犬田川排水区）以下とする。
- ・ 区画道路では透水性舗装や浸透溝等の雨水浸透施設の整備に努める。